

平成14年度 大台ヶ原自然再生推進計画調査・利用対策部会 設置要領（案）

（名称）

1. 本会は、「大台ヶ原自然再生推進計画調査 利用対策部会」（以下「部会」という）と称する。

（目的）

2. 部会は、環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所が設置する「大台ヶ原自然再生検討会」のもと、大台ヶ原地域における利用に関する事項等について検討し、「大台ヶ原自然再生推進計画」の策定に資することを目的とする。

（検討事項）

3. 部会においては、次の事項を検討する。
 - (1) 大台ヶ原地域の自然再生と両立する利用対策の検討
 - (2) 大台ヶ原地域の自然再生に関連する合意形成手法の検討
 - (3) その他、部会の目的を達するために必要な事項

（部会の構成）

4. (1) 部会は、学識経験者、関係機関のうちから環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所長（以下「事務所長」という）と協議の上、八千代エンジニアリング株式会社 取締役社長（以下「取締役社長」という）が委嘱する委員をもって構成する。
(2) 取締役社長は、必要と認める場合は、事務所長と協議の上、部会に委員以外の学識経験者や、関係機関等の参画を求めることができる。

（座長）

5. 部会に座長を置き、委員の中から互選により選出する。
座長は、部会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

（運営）

6. 部会の運営に関する事務は、八千代エンジニアリング株式会社が行う。
その他、部会の運営に関して必要な事項は部会で決定する。

（情報公開）

7. 部会は、公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等慎重な取扱いを必要とする情報については、非公開とする。

（任期）

8. 委員の任期は、平成15年3月20日までとする。

（附則）

9. この規約は、平成14年 月 日から施行する。